

令和3年

第5回教育委員会会議

議案第10号

秋田県教育委員会

議案第十号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|
| <p>（生涯学習課の分掌事務） 第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一五 略 十六 学校における の指導及び助言に関すること。</p> | <p>（生涯学習課の分掌事務） 第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一五 略 十六 公立小中学校及び公立高等学校における読書活動についての の指導及び助言に関すること。</p> | <p>2 略 3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。</p> | <p>2 略 3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>七</td> <td>読書活動 指導監 課</td> <td>生涯学習 課</td> <td>学校における読書活動についての指 導及び助言に関する事務をつかさど る。</td> </tr> </table> | 七 | 読書活動 指導監 課 | 生涯学習 課 | 学校における読書活動についての指 導及び助言に関する事務をつかさど る。 | <table border="1"> <tr> <td>六</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> | 六 | 略 | 略 | 略 | <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>番号</td> <td>上欄</td> <td>中欄</td> <td>下欄</td> </tr> </table> | 略 | 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 | <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>番号</td> <td>上欄</td> <td>中欄</td> <td>下欄</td> </tr> </table> | 略 | 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 |
| 七 | 読書活動 指導監 課 | 生涯学習 課 | 学校における読書活動についての指 導及び助言に関する事務をつかさど る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 六 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|--------|
| 4 略 | 八 二 |
| | 略 |
| | 略 |
| | 略 |

| | |
|--------|--------|
| 4 略 | 七 二 |
| | 略 |
| | 略 |
| | 略 |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十五日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

学校における読書活動についての指導及び助言を行うため、読書活動指導監を置く必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

学校における読書活動についての指導及び助言を行うため、読書活動指導監を置く必要がある。

2 改正内容

(1) 読書活動の指導及び助言を行う対象をすべての学校に拡大することとする。

(第8条関係)

(2) 読書活動指導監を置き、この職の職務を規定することとする。(第15条関係)

(3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとする。